

家族のレスパイトのため 医療的ケアが必要な児童に 無料の訪問看護を提供します

対象

医療保険の訪問看護を月1回以上利用している児童
※18歳到達後、最初の3月31日まで

内容

医療保険の時間数を超える訪問看護
医療保険が適用されない自宅外の訪問看護

時間

1人当たり48時間／年（4月1日～翌年3月31日）

実施 市町村

札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、
北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、長沼町、苫小牧市
※さっぽろ連携中枢都市圏の一部も対象としています

利用方法

本事業の利用手続きについては、訪問看護事業所が行います
まずは、現在利用している訪問看護事業所へご相談ください

利用の流れ

相談

本事業の利用を訪問看護事業所に相談

申請

訪問看護事業所が札幌市へ申請

本人確認

児童の保護者へ本人確認の電子メール送付

決定・説明

決定後、重要事項について事業所から説明

利用開始

訪問看護計画書に基づき訪問看護提供

利用例

～自宅で～



保護者の私用や休息、きょうだいへの対応、仕事、体調不良時などに利用

～外出先で～



通院・通園のサポート、通院や入退院の同行、行事への参加、買い物や行政手続きなどに利用

Q&A

どのような児童が本事業の訪問看護を受けられますか

以下の要件を満たす医療的ケア児が対象です

- (1) 実施市町村内に住民登録がある
- (2) 訪問看護指示書が発行されている
- (3) 医療保険制度の訪問看護を月1回以上継続して利用している(または見込みである)

児童の保護者が直接申請することはできますか

保護者からの申請は受け付けていません

保護者から相談を受けた訪問看護事業所が、本事業による訪問看護の提供を承諾した上で、札幌市へ申請手続きを行います

利用料金はまったくかからないのですか

訪問看護そのものの利用料はかかりません

ただし、交通費や衛生材料費などの実費相当分、キャンセル料を訪問看護事業所から請求されることがあります

利用の前に、訪問看護事業所へご確認ください

自宅以外の外出先や学校でも利用できますか

訪問看護事業所の承諾、学校など訪問看護を受け入れる機関の了承が得られた場合に利用することができます

利用の前に、訪問看護事業所へご確認ください

利用するときに、毎回申請が必要ですか

利用申請は、初回のみです

利用決定を受けた後は、保護者と訪問看護事業所との間での調整は必要ですが、18歳まで本事業の訪問看護を受けることができます

なお、転居等の場合は、変更申請が必要です

お問い合わせ先

事業の詳細やお問い合わせ先は、
札幌市公式ホームページからご確認ください。

<https://www.city.sapporo.jp/shogaifukushi/respite.html>



札幌市は、障がいのある方等に対する差別や偏見といった心の障壁(バリア)を取り除く心のバリアフリーの更なる推進に取り組んでいます。